

基準 7 . 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために大学及びその設置者の管理体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

「学校法人金井学園寄附行為」（【資料 F - 1】）（以下、寄附行為という。）に基づき理事会の下で大学の管理運営が行われており、理事長は学校法人を代表して理事会を総理している。管理運営に関する諸規則は、「金井学園管理規則」（【資料 7 - 4】）及びこれを基に策定された諸規程に定められている。

大学学長は寄附行為の規定により法人の理事に選任されており、大学担当理事として大学教学部門の最高管理責任者として校務を司っている。大学は、その設置目的を達成するために「福井工業大学学則」（以下、学則という。）を定め、建学の精神を具現するための本学の使命・目的を明示している。（基準 1 及び【資料 F - 3】参照）

学校法人金井学園及び本学の管理運営体制は以下のとおりである。

1. 法人組織

寄附行為の定めに従い「理事会」において金井学園全体の管理運営に関する重要事項を審議し、理事長の諮問機関として設置している「評議員会」において理事会の審議事項についての助言を得るとともに、「監事」を配置して法人の運営を監督している。（【資料 7 - 4】、【実地 7 - 1】参照）

1) 理事会

寄附行為に基づき議決機関として理事会が置かれ、理事会は学校法人の業務を決し、理事長及び理事の職務の執行を監督する。監事は、法人の業務及び法人財産の状況を監査する職務を担っている。理事会は、毎年度 4 回定期的に招集開催される他、必要に応じて適宜招集開催される。（【資料 7 - 1】参照）

理事会が審議、決定する事項で、大学に係わる主なものは次のとおりである。（【実地 7 - 1】参照）

- ・ 寄附行為の変更
- ・ 学部、学科等の設置、廃止
- ・ 学則の制定、改廃
- ・ 学校の設置、廃止
- ・ 予算及び決算の承認
- ・ 重要な規定・制度の制定、改廃
- ・ 学長、副学長及び諸役職者等の承認
- ・ 土地、建物等不動産及び重要な設備の購入、取得並びに変更

2) 評議員会

寄附行為に基づき理事長の諮問機関として評議員会が置かれ、事業計画、予算、決算、寄附行為の変更、収益事業に関する事項、その他、法人の業務に関する重要事項で、理事長が必要と認めた事項を審議する。評議員会は、毎年度 2 回定期的に招集開催される他、

必要に応じて適宜招集開催される。（【資料7-1】、【実地7-1】参照）

3) 金井学園常任理事会

法人運営を円滑に行い、また、法人側と教学側とが意思統一を図り連携を深めるために「金井学園常任理事会」が置かれている。同会議は、常勤の理事（理事長、常務理事、総務部長、学長、副学長、大学事務局長、附属中学・高校長、高校副校長）で構成され、毎月1回、定例開催されている。（【資料7-4】参照）

金井学園常任理事会の審議事項は次のとおりである。

- ・理事会の包括的授権に基づいての法人の日常業務の決定
- ・法人と法人が設置する大学及び附属高校・中学との連携及び連絡調整に関する事項
- ・理事会及び評議員会の議案等に関する事項
- ・その他理事長が特に必要と認める事項

4) 金井学園運営会議

「金井学園管理規則」に基づき、学園の事務局管理部門の運営に関して、理事会から委嘱又は理事長の諮問に応えるとともに必要に応じて意見具申を行う目的で「金井学園運営会議」が置かれている。同会議は、「金井学園運営会議規程」の定めに従い、理事長、常務理事、総務部長、経営企画部長、大学事務局長、附属中学・高校副校長、その他理事長が指名した者から構成され、毎週金曜日に定期的に開催している（【資料7-4】参照）。

金井学園運営会議の審議事項等は、「金井学園運営会議規程」に次のとおり定められている。

- ・理事会から委嘱された事案
- ・理事長から諮問された事項
- ・その他、重要事項に関する報告、連絡及び調整

2. 教学組織

学則に基づき、学長の諮問機関として教授会が置かれており、教授会は「教授会規程」に基づいて運営されている。教授会を円滑に運営するために、学長を補佐する「学部主任会」が設けられている。さらに、本学の教育を円滑、効果的に実施するために、「主任会作業委員会」及び「創造教育機構会議」が設置されており、さらにその下に具体的な諸事項を細部にわたって検討するために多種類の委員会が配置され、きめ細かな運営体制が構築されている。（2-3-①参照）

1) 教授会

教授会は、「教授会規程」の定めにより、教授をもって構成されるが、学長が必要と認めた場合には、准教授及び専任講師その他の教職員を参加させることができる。教授会は学長が議長を務めて運営され、一般的な案件に対する議決は出席構成員の過半数の賛成による。人事及び重要案件についての議決は、教授のみをもって構成される「正教授会」において3分の2以上の出席者の賛成を必要とする。教授会は、毎月第4水曜日に定期開催されるが、必要に応じて適宜招集開催される。

教授会における主な審議事項は、次のとおりである。

- ・学科及び学生定員に関すること。
- ・教員の人事に関すること。（正教授会）
- ・教育課程に関すること。

- ・入学、退学、休学、復学、転学、除籍及び賞罰等学生の身上に関すること。
- ・学生の試験及び卒業に関すること。
- ・学則その他学内諸規程に関すること。
- ・その他必要と認めた事項

2) 学部主任会

学務及び大学運営に関わる諸事項について審議するために「学部主任会」が設置されている。学部主任会は、学長、副学長、図書館長、教務部長、学生部長、各学科・専攻の主任及び事務局長、事務局長代理、事務局担当者で構成されている。学長を補佐して、教育・研究に関わる学務及び大学運営の円滑化を期するため、学部主任会は、毎月第2又は第3水曜日に定期開催されるが、必要な場合は適宜に招集開催される。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

法人の役員（理事・監事）及び評議員については寄附行為に選任手続きが定められている（【資料F-1】参照）。

学長の選任に関しては「学長選考・選任に関する規程」に明確に示されている。その他副学長をはじめとする大学役職者の選考は「学園職員任用・任命規程」に明示されている。

1. 法人の役員

法人の役員は理事と監事からなり、理事10人及び監事2人を定員としている。理事のうちから1人が理事長として理事会の議を経て選任される。理事長は、理事のうちから2人以内の常務理事を選任する。選任理事は次のとおりである（【資料F-1】参照）。

- ・福井工業大学学長及び福井工業大学附属福井高等学校校長の2人
- ・評議員のうちから理事会において選任した者3人
- ・学識経験者のうち理事会において選任した者5人

監事は、法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出された候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

2. 学長・副学長

学長の選任は、「学長選考・選任に関する規程」に基づいて以下のように行われる。専任の講師、准教授、教授は連名によって、専任教授のうちから学長候補推薦者を「学長候補者推薦委員会」に推薦することができる。推薦を受けた学長候補者推薦委員会は学長候補推薦者の選考を行い、学長候補者適任者として「学長候補者選考委員会」に上申する。学長候補者選考委員会は、選挙等によって学長候補者を選任し、理事長に報告する。理事長は理事会の承認を得て最終決定し、学長を任命する。学長の任期は2年とするが、再任を妨げない。（規程第2条の(1)参照）

学長を補佐する者として2人以内の副学長が置かれている。理事長が学長と協議して副学長を決定し、理事長が任命する。任期は2年とするが再任もありうる。

(2) 7-1の自己評価

理事及び評議員は、各方面からの意見を広く聞けるように、地域の企業、同窓会及び学

内からバランスを図りながら選任されている。監事 2 人中、1 人は税理士、1 人は元法人財務担当理事であり、常に本学の財務の執行状況を詳細に監視できる体制になっている。

学園の日常業務の管理運営に関することは、理事会に諮る重要事項を除く事項について、毎週金曜日に開催される定例の学園運営会議で審議、決定され、学園の管理運営は円滑に行われている。また、学園運営会議は、理事長の諮問機関として、大学を取り巻く社会環境の急速な変化にも敏速に対処している。

理事会、常任理事会、学園運営会議等で審議、決定された諸事項は「学園職員会議」（毎月第 3 又は第 4 水曜日に定期開催）、教授会等を通じて全教職員に遅滞無く周知徹底されている。

大学に関する重要決定事項は、学長から学部主任会、教授会、工学研究科委員会等を通じて全教員に伝達され、また、事務局長から「事務局課長会」等を通じて全職員に速やかに周知される。

全教員の意向が十分に反映される仕組みで学長を選出している。

以上、管理運営体制は十分整備され、適切に機能している。また、役員等の採用に関する規定も明確に示されている。

（3）7-1 の改善・向上方策（将来計画）

「改正私立学校法」の施行を受けて、現在まで行ってきた学園の管理運営体制全般にわたる改善努力を今後も継続し、問題点を見極めながら、一層の向上策を講じていく。さらに、これまで通り、経営の透明性の確保に努める。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

（1）事実の説明（現状）

7-1 で述べたように、理事会は、学長に大学教学部門の最高管理責任者として責任と権限を委譲し、経営と教学の機能分担を明確にしている。一方、学長は、理事会の一員として学園の管理運営における意思決定にも参画しており、経営側と教学側の橋渡し役を担っている。

金井学園常任理事会を毎月開催し、法人側と教学側の一層の連携を図っている。

学園運営委員会で審議、決定された事項のうち、大学に関係する事項については、事務局長が学長に報告している。

毎年、学年度初めに開催される教授会には理事長が出席し、理事長が学園の運営方針等について教学側に報告する機会がもたれている。

（2）7-2 の自己評価

管理部門と教学部門とは明確に役割分担しながらも意思の疎通と連携は適正に行われている。これまで、理事会は、教授会の意思を尊重し、判断を下してきており、経営側と教学側の間には何ら問題が生じていない。

（3）7-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理部門と教学部門の良好な関係を今後も維持しながら、問題点の洗い出し努力

も継続していく。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

本学は、教育研究水準の向上を図り、建学の精神に基づいて大学の使命・目的を達成するために、平成7(1995)年度に「自己評価委員会」を設置し、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うための方策についての具体的な検討を開始した。その検討結果に基づき、平成10(1998)年度から全学的に自己点検・評価活動を開始し、平成12(2000)年9月に、その結果を取り纏め、自己点検・評価報告書として冊子「新しい時代に向けて」を刊行した。第2回目の自己点検・評価活動を平成13(2001)年度から始め、平成14(2002)年12月に、その結果を纏めた自己点検・評価報告書冊子「新しい時代に生きる」を刊行した（【資料7-6】参照）。

平成15(2003)年4月には、大学基準協会の加盟審査を受けるために、前年度に作成した自己点検・評価報告書を大学基準協会に提出した。書面審査及びヒヤリング調査の結果、教員の平均年齢が高く年齢構成が不適正であること、教員が事務局幹部職員を兼務していること等の指摘を受け、平成16(2004)年3月5日に「保留」判定を受けた（【資料7-7】参照）。これらの指摘は、本学が置かれている現状に鑑み、直ちに改善することは困難との判断から、「保留」のまま現在に至っている。しかし、大学基準協会から受けた指摘のうち、着手可能な諸事項は、直ちに改善に踏み切り、その結果、平成17(2005)年度には、教育に関する全ての指摘事項は改善により解決済みである。

平成16(2004)年度には、全学挙げて認証評価に対応するための体制が整備された。まず、学長を委員長とする「自己評価委員会」が設置され、その下に「評価向上推進委員会」と「認証評価対応委員会」が置かれ、それぞれの委員会の下に、学生教育関係、研究関係、社会活動関係、学募・入試関係、学生生活関係、教員関係、事務局関係の7つの分野をそれぞれ担当する7つの部会が設けられた。本学の自己評価への取り組みの特徴として、自己評価の客観性を自ら保持するために、上記各委員会とは独立に「ピアレビュー委員会」が設置されており、各委員会及び部会により作成された自己評価基礎資料に対して第三者的立場から厳正な検証を加えるシステムを構築している。現在、認証評価対応委員会が主体となり、「評価向上推進委員会」と連携しながら、本学が抱えている問題点の徹底的な洗い出し、改善策の提案等、自己点検・評価活動を実施している。（【資料7-5】参照）

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

これまで実施してきた自己点検・評価の結果を取り纏めた報告書冊子は、各学科・専攻の主任教授に配布され、それ以外の教員は所属学科・専攻又は事務局において自由閲覧できるようにした。また、同冊子は事務局幹部職員及び各課にも配布され、職員が自由に閲覧できるように図った。

平成 7(1995) 年度に、「自己評価委員会」の設置とともに「評価向上専門委員会」を設け、自己点検・評価の結果を改善に活かすことに努めた。「自己評価委員会」は、自己点検・評価の結果に基づいて改善・向上の方針を策定し、それを受けて「評価向上専門委員会」が具体的な実施に向けての検討を行い、他の委員会とも連携しながら教育研究活動の改善及び充実に努めてきた。平成16(2004)年度に構築した新しい体制においては、「評価向上推進委員会」がその役割を継承する。

(2) 7-3の自己評価

これまで実施した自己点検・評価の結果を全教職員が共有し、教育研究活動の改善及び水準の向上に資するための組織的努力は充分でなかった。さらに、社会への説明責任という観点からも、自己点検・評価報告書を積極的に学外に公表すべきであったが、その努力も不足していた。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

平成16(2004)年度に構築した新しい体制により、自己点検・評価活動並びにその結果の活用策を根本的に改善することを自己評価委員会及び評価向上推進委員会において検討中である。評価結果については、冊子体に加えて電子媒体による公表、ホームページでの公表を計画している。

少子化時代において、学生が魅力を感じる優れた特徴ある大学への向上、また、学生の多様化に即した教育の質的向上を図るためには、法人側と教学側が一体となって問題解決と改善活動に臨む必要がある、そのために、今後、一層、管理部門と教学部門が連携して自己点検・評価活動に取り組む計画である。

【基準7の自己評価】

- ・法人の理事会と大学の教授会は極めて良好な連携を保ちながら、それぞれの役割分担に応じた管理運営及び教学活動を遂行してきた。それぞれの管理運営体制は適正に整備され、両組織とも円滑に運営されている。
- ・平成16(2004)年に改革した自己点検・評価活動体制は効果的に機能しており、特に問題はない。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

- ・本年度から毎月開催している常任理事会の機会を活用し、今後とも、理事会と教授会との良好な連携関係と適切な役割分担を維持しながら、昨今の大学を取り巻く社会環境の急速な変化に速やかに対応して意思決定できるよう普段から密な意思疎通に努める。
- ・認証評価に向けての活動を契機に、今後の自己点検・評価活動においては、管理運営側と教学側がより連携して積極的に外部評価を取り入れ、法人と大学が一体となって改善を図る。